

# 旭川駅前広場条例骨子

## 1 はじめに

本条例は、新しい旭川駅前広場を利用する上での手続や、ルールを定めることを目的とし制定するものです。

旭川駅前広場条例の構成（主なもの）

- ・ 駅前広場の区域及び広場内の施設
- ・ 占用許可（工作物等）及び占用料
- ・ 使用許可（バス、タクシー、イベント広場）及び使用料
- ・ 禁止行為

## 2 駅前広場内の施設

旭川駅前広場は「駅北広場」と「駅南広場」があり、それぞれ以下の施設があります。

### 駅北広場

路線バス停車場・団体バス停車場  
タクシー待機場・タクシー停車場  
一般車停車場（身障者専用を含む）  
イベント広場

### 駅南広場

タクシー待機場  
タクシー停車場  
一般車停車場（身障者専用を含む）

※詳細は別紙「旭川駅前広場条例区域図」のとおり

なお、駐車場、駐輪場はそれぞれを所管する条例が制定されているため、駅前広場条例の区域に含みません。

## 3 占用許可及び占用料について

旭川駅前広場に工作物等を設置しようとする場合は、旭川市長の許可が必要です。また所定の占用料（旭川市道路占用料条例に定める額と同じ。）がかかります。

## 4 使用許可について

### （1）路線バスの使用

駅北広場には路線バス停車場（1番～9番）及び路線バス待機場があります。この場所は旭川市長の許可を受けた路線バスのみ使用できます。

### （2）タクシーの使用

駅北広場、駅南広場にはタクシーの待機場及び停車場があります。タクシー待機

場は旭川市長の許可を受けたタクシー事業者のみ使用できます。

### (3) 団体バスの使用

駅北広場に団体バス駐車場があります。乗車については事前受付制とし、空きがない場合は使用できません。乗降以外の目的（駐車など）での使用はできません。

### (4) イベント広場の使用

駅前広場でのイベント開催は事前に手続きが必要です。また「イベント広場」で行うことを原則とします。

駅前広場を以下の目的で使用する場合は広場使用料を、水道や電気を利用する場合は設備使用料を納付していただきます。日常的な利用（通行、休憩など）については、手続きは不要です（使用料はかかりません。）。

使用目的	単位時間	使用料の額
集会、演説、展示会、音楽会その他これらに類する催しをすること	1 平方メートル	20円
物品の販売、飲食の提供その他これらに類する行為	1 日につき	(営利目的の場合は 30 円)
募金、署名活動、事業の周知活動等で人が集まる行為をすること※1	1 日につき	800円
業として写真を撮影すること※2	写真機 1 台 1 日につき	100円
業として映像等を撮影すること※2	1 日につき	15,000円
上記のほか駅前広場の全部又は一部を独占的に使用すること	旭川市長がその都度定める額	
駅前広場に付属する電気及び水道を使用した場合の料金	実費相当額	
使用期間が 1 日に満たない場合（1 時間など）も 1 日とみなします。		
使用期間が 1 か月未満の場合は消費税が加算されます。		

※1 「募金、署名活動、事業の周知活動等で人が集まる行為」とは、複数人により行うこれら活動のうち、広場内に容易に撤去できない物品を設置しないものをいいます。

※2 「業としての撮影」とは、職業又は業務（継続的な営業行為）として撮影行為を行う者が、その職業又は業務により撮影行為を行うことを指します。なお、個人的な撮影（参加者を募っての撮影会を除く。）、市が開催するイベントの撮影及び報道目的での撮影については申請の必要はありません。

次の場合については、イベント広場以外（買物公園軸や駅南広場など）も使用できる場合があります。

- ・規模の小さいイベントで通行の支障とならない場合
- ・イベント広場では収まらない大規模のイベントであって、広場内を円滑に移動できる通路を確保しているほか、周辺施設への影響に配慮していると認められる場合

## 5 禁止行為

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (2) 施設等を汚損、損傷する行為
- (3) 歩道上への自動車の乗り入れ（イベント等の搬入作業を行う場合で、車両の乗入を許可された区域内で行う場合を除く。）
- (4) 一般車停車場での駐車
- (5) 駅前広場内における自転車の走行・駐輪
- (6) 駅前広場内の一部又は全部を独占的に使用すること（旭川市長が認めた場合を除く。）
- (7) 危険な行為、通行を妨害する行為その他公衆の駅前広場の利用に迷惑を及ぼす行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の利用及び管理に支障をきたす行為

## 6 占用、使用に共通する事項

占用、使用の内容が「**5 禁止行為**」に該当する場合及び旭川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認める場合は許可できません。

一度納付された占用料、使用料は返還しません。ただし、旭川市長が特別な理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還できるものとします。

占用料、使用料は、公共性の高いものは減免できる場合があります。

## 7 その他

駅前広場を汚損、損傷又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければなりません。

駅前広場の管理の都合上、広場の一部又は全部について立ち入りや利用を制限する場合があります。

# 旭川駅前広場条例区域図

平和通買物公園

緑橋通

宮下通

駅北広場

イベント広場

(JR北海道用地)

路線バス停車場

団体バス停車場

1番のりば  
2番のりば  
3番のりば

路線バス停車場

タクシー待機場

バス待機場

4番のりば  
5番のりば  
6番のりば

7番のりば  
8番のりば  
9番のりば

JR旭川駅

タクシー停車場

一般車停車場  
(身障者専用)

一般車停車場

タクシー停車場

タクシー待機場

駅南広場

一般車停車場  
(身障者専用)

一般車停車場

永隆橋通

昭和通



凡例



駅前広場の区域